



令和5年度 和歌山県職員再採用選考試験案内

(問い合わせ先) 和歌山県総務部総務管理局人事課
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
TEL 073-441-2122 (直通)
FAX 073-422-9312

1 受付期間、試験日・試験地、合格発表

受付期間	郵送による受付 令和5年10月6日(金)～令和5年11月8日(水) 【消印有効】 ※ 持参による受付は行いません。
試験日・試験地	令和5年11月29日(水)・和歌山市 ※ 試験の時間・場所は、受験票送付時にお知らせします。
合格発表	令和5年12月13日(水) ※合格者に通知(電話連絡)します。

2 採用予定人員、選考職種

1名程度

※選考職種は以下のとおりです。以下に掲載のない職種はお問合せください。

採用時には原則として、退職時の職種で採用します。

一般行政職、総合土木職、農学職、林学職、社会福祉士、心理職員、保健師、
建築職、水産職、獣医師、試験研究員、薬剤師、化学職、電気職、情報職

3 主な勤務先、主な職務内容

主な勤務先	主な職務内容
知事部局の各課及び地方機関等	職種に応じた職務

4 受験資格

結婚・出産・子育て・介護などの理由により和歌山県職員を退職した人で、次の要件を全て満たす人

- (1) 昭和38年4月2日以降に生まれた人
- (2) 和歌山県の正規職員(任期付職員、育休任期付職員を除く。)としての実務経験を3年以上有する人(ただし、知事部局の機関で勤務した経験を有する者に限る。)
- (3) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。(イ～エは、地方公務員法第16条に規定する人)
 - ア 日本国籍を有しない人(保健師及び試験研究員を除く。)
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ウ 和歌山県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人オ 職員の退職手当に関する条例第11条の3第1項第1号の適用を受け、退職した人

5 試験の方法、内容

試験種目	配点	内容
論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての論述試験(1,200字程度)
面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接

6 受験手続及び受付期間

申込方法	下記の申込書類を、下記の申込先へ 郵送により 申し込んでください。 ※ 必ず 簡易書留郵便 とし、封筒の表に「 受験申込み 」と 朱書き してください。これ以外による不着の問題につきましては、一切対応しかねます。
申込書類	○和歌山県職員再採用選考試験申込書 ※ 必要事項を記入の上、写真（最近6か月以内に撮影したもの）を貼付したもの ○結婚・出産・子育て・介護などの理由により退職したことを証明する書類（出生届、戸籍謄本、要介護・要支援認定結果通知書等）の写し
申込先	宛先：〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県総務部総務管理局人事課 電話：073-441-2122
受付期間	令和5年10月6日（金）～令和5年11月8日（水） 【消印有効】

7 合格から採用まで

- (1) この試験の合格者は、原則として令和6年4月1日に採用されます。
- (2) 採用する職は、退職時の職に応じて係長級以下の職とします。
- (3) 採用時の給与月額、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の定めに従い、経歴その他を勘案して決定されます。このほか職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

8 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、受験者本人の申し出により情報提供を受けることができます。情報提供を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県総務部総務管理局人事課に申し出てください。

申し出できる人	内 容	期 間
受験者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間 （日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する日を除く。） 午前9時（期間の初日は合格発表後）から午後5時45分まで